

笠松町納税等通知書用封筒広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、笠松町広告掲載に関する要綱（平成17年笠松町告示第100号）に基づき、納税通知書及び福祉医療の更新案内通知書に使用する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する広告の取扱いに関して必要な事項を定める。

(広告掲載の規格及び掲載料等)

第2条 広告掲載の規格及び掲載料等は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体が掲載する広告については掲載料を無料とする。

広告媒体として使用する封筒	納税通知書（固定資産税、町県民税（普通徴収）、国民健康保険税納税通知書）、福祉医療の更新案内通知書		
広告の規格	封筒裏面 縦5.0cm×横15.0cm		
色	単色（青色）		
広告掲載料	37,500円		
枠外下部への表示	広告掲載枠外下部へ次の文言を表示 <table border="1"><tr><td>広告</td><td>笠松町では財源確保の一環として広告を掲載し、その収入は封筒製作費の一部に充てられます。</td></tr></table>	広告	笠松町では財源確保の一環として広告を掲載し、その収入は封筒製作費の一部に充てられます。
広告	笠松町では財源確保の一環として広告を掲載し、その収入は封筒製作費の一部に充てられます。		

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載を希望する者（以下「広告申込者」という。）は、広告掲載の日前の町が指定する期日までに、笠松町納税等通知書用封筒広告掲載申込書（様式第1号。以下「広告掲載申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 町長は、広告掲載申込書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに広告掲載の諾否を決定し、笠松町納税等通知書用封筒広告掲載（承諾・却下）通知書（様式第2号）により、広告申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料の納付)

第5条 前条の規定により広告の掲載の決定を受けた広告申込者は、第2条に規定する広告掲載料を町長が指定する期日までに納付するものとする。

(広告掲載の中止又は許可の取り消し)

第6条 町長は、次に該当するときは、広告掲載を中止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 関係官公庁からその掲載を禁止されたとき。

(2) その他封筒の広告掲載が適切でないと町長が判断したとき。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告原稿は、広告申込者の負担で作成し、広告掲載申込書の提出の際に、デジタルデータにより提出する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月28日告示第144号)

この要領は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日告示第122号)

この要領は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月29日告示第109号)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月23日告示第141号)

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月1日告示第155号)

この要領は、令和6年8月1日から施行する。